

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和54年10月及び同年11月

私は、20歳頃から結婚（昭和41年6月）するまでの期間は、A市B区の事業所に住み込みで働いていた。申立期間①については、事業主夫婦が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料は、給料から天引きして納付してくれていたはずだ。申立期間②については、C市で妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずなのに、私だけ未納とされているのはおかしい。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されている。このうち2回目の申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和54年6月頃にC市で払い出されており、その頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続き時期を基準とすると、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立期間②に係る申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする妻のC市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、妻は、昭和53年12月21日に任意加入被保険者資格を取得し、同年12月から厚生年金保険被保険者資格を取得（54年11月21日）する直前の同年10月までの保険料は現年度納付されていることから、申立人の申立期間②の保険料を妻が自

分自身の保険料と同様に現年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元事業主は既に死亡している上、その息子は、「国民年金に関することは全て元事業主に任せていたので当時の状況は分からない。」としていることから、申立人の申立期間①に係る保険料納付状況を確認することができない。

また、1回目の申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和36年4月1日（国民年金制度発足当初）として、同年3月11日にA市B区で払い出されていることから、申立期間①の保険料を納付することが可能であった。しかしながら、元事業主の息子が記憶する、申立期間前頃から申立人と一緒に住み込みで働いていた元同僚は、当該事業所が厚生年金保険新規適用事業所となった40年11月までの期間については、国民年金に未加入とされていることから、元事業主が申立人の申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成5年11月2日から7年10月31日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日付けで、申立人の資格喪失日を遡って同年4月30日とする処理が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の記録により同年11月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録から、平成7年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万円、申立期間②は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる賞与額から、申立期間①については21万円、申立期間②については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年10月までの標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成7年4月1日から同年10月31日までの期間において、A社に継続して勤務し、申立人から提出された普通預金異動明細表により、オンライン記録の標準報酬月額9万2,000円より高額の給与振込額が確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日付けで、申立人に係る同年4月の資格取得時決定に基づく標準報酬月額18万円を取り消し、当該額を9万2,000円に減額するとともに、申立人の同社における資格喪失日を遡って同年4月30日とする処理が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、平成7年12月4日付けで行った申立人に係る資格喪失及び標準報酬月額の遡及訂正処理に合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、雇用保険の記録により同年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、上記訂正前のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年12月4日まで

申立期間において、A社に継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日付けで、申立人の資格喪失日を遡って同年4月30日とする処理が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年12月4日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録から、平成7年4月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで

私は、日本年金機構から送付されてきた手紙を受け取って、同僚がB社からA社へ異動する際に1か月の厚生年金保険の加入漏れになっていた記録について認められたことを知り、私も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、同僚の保管する給料支払明細書及び申立人と同時期にB社からA社に異動した複数の同僚の雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（昭和44年11月21日にB社から系列事業所であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿によれば、同社は、同年11月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年12月のオンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、特段の理由を示すことなく不明としているが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで

私は、ねんきん特別便でB社からA社へ異動する際に1か月の厚生年金保険の加入漏れであることを知っていたが、日本年金機構から手紙が送られ、同僚の記録が認められたことを知り、私もB社からA社へ異動するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、同僚の保管する給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（昭和44年11月21日にB社から系列事業所であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿によれば、同社は、同年11月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、6万8,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、特段の理由を示すことなく不明としているが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月21日まで

私は、A社に入社してから昭和52年4月に退職するまで何回か異動となったことはあるが、辞めたことは無いので、年金記録が空白となっている期間について記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録(入社後の職歴)及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和48年3月21日に同社本部から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年4月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社本部から同社B工場に異動した同僚4人全員に、申立人と同様の空白期間が生じていることから、事業主が昭和48年4月21日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年

3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年2月から同年11月までは18万円、同年12月から17年11月までは17万円、同年12月から21年12月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月から21年12月まで

申立期間の標準報酬月額が実際の給料と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、課税庁から提出された給与支払報告書（平成16年分から22年分まで）、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（17年分から19年分まで及び21年分）により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年2月から同年11月までは18万円、同年12月から17年11月までは17万円、同年12月から21年12月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に関する保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払報告書等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払報告書等で推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和27年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年3月12日から同年4月1日まで
A社C工場から同社B工場に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、同社から提出の人事資料（人事管理台帳及び辞令簿）及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和27年3月12日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和27年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月から同年 12 月まで

申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からは回答が得られないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、上記

給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年3月まで

私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についても、母親が納めてくれていた。母親から生前、私たち姉妹の保険料を納付したという話も聞いている。母親の性格上、申立期間の保険料を未納にしておいたとは考えられず、保険料を納付しているはずなので、保険料納付の事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は20歳に到達した時に、母親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、妹（二女）と連番で昭和52年12月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人に係る国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、申立人が20歳に到達した47年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、この加入手続時期において、申立期間の保険料については既に時効が成立していたことから、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の保険料については、遡って過年度納付されていることが確認できる上、昭和53年1月以降の保険料については、現年度納付されていることが確認でき、このことは、前述の加入手続時期及び被保険者資格の取得状況とも符合していることから、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で同記号番号が払い出されている妹（二女）についても、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、20歳に到達した48年*月から50年3月までの保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人同様、申立期間直後の保険料については、遡って過年度納付されており、53年1月以降の保険料については、現年度納付されていることが確認できる。

このほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月から21年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月から21年1月まで

私は、平成19年7月にA拘置所に入所し、同年12月にB刑務所へ移送され、20年11月に出所した。19年12月の移送前に、A拘置所から住所地のC市D区役所に所得が無いことを郵便で通知し、出所後の20年11月下旬に、同区役所の窓口で国民健康保険の加入手続と申立期間の国民年金保険料免除申請手続を行った。その際に、国民健康保険の手続のために持参していた在監証明書の写真をとられたと思う。申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B刑務所へ移送される前の平成19年12月に、A拘置所から住所地のC市D区役所に所得が無いことを郵便で通知し、20年11月下旬に、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料免除申請手続を行ったとしている。しかし、B刑務所では、入所期間中に入所者が信書を受発信した履歴は全て保管しているものの、申立人がA拘置所から同区役所へ信書を発信した記録は無いとしており、申立人の主張とは相違するほか、20年11月に免除申請を行い、承認された場合の免除の承認期間は、制度上、同年7月から21年6月までの期間において必要と認められる期間とされていることから、申立期間のうち、19年7月から20年6月までの期間については免除申請を行うことはできない。

また、日本年金機構によれば、申立人が平成20年11月頃に申請を行ったとするC市D区を管轄するE社会保険事務所（当時）では、同年7月から21年6月までの期間に第1号被保険者から提出された国民年金保険料免除・納付猶予申請書は全て保管しているが、当該期間に申立人から提出された免除申請書

は無いとしている。

さらに、申立人は、C市D区役所の窓口で国民年金保険料免除申請を行った際には、国民健康保険の手続のために持参していた在監証明書の写しをとられたとも述べているところ、日本年金機構では、国民年金保険料免除申請手続の際に、収監が原因で失業等に至ったことの記載がある在監証明書の原本を失業証明として取り扱っていたとしているが、上述のとおり、C市D区を管轄するE社会保険事務所では、当該申請書は無いとしている上、B刑務所では、平成20年11月20日に、申立人に対して使用目的を国民健康保険料の減免申請手続用として在監証明書を交付した記録があるのみとしており、その頃に申立人に国民年金保険料の免除申請手続用として在監証明書を交付した記録は確認できないことから、申立人が申立期間に係る保険料免除申請を行ったとは考え難い。

加えて、申立人のC市の国民健康保険に係る記録（電子データ）を見ると、平成19年7月12日から保留とされていた国民健康保険被保険者資格が20年12月3日付けで復活処理されており、同年4月から21年2月までの国民健康保険料は減免されていることが確認できる上、同市では、月初めから月末を通して刑務所に入所していた期間の国民健康保険料は、時効が完成する2年以内であれば遡って減免申請することができるとしている。これらのことから、申立人は、出所後に国民健康保険の資格取得届及び保険料減免申請手続を行ったものとみられ、この国民健康保険料減免申請手続と申立期間の国民年金保険料免除申請手続とを混同している可能性が高い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から49年3月まで

昭和42年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行った。保険料は、母親が自宅で集金人に納付し、納付した際には年金手帳に納付したことを証明する印を押してもらっていたのを見たことがある。年金手帳には、同年*月*日に国民年金被保険者資格を取得したことが記載されており、その時から母親が保険料を納付してくれていたと思う。母親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和42年*月頃に母親が申立人に係る国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、50年3月頃に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って42年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、上記加入手続が行われた時期は、第2回特例納付実施期間(昭和49年1月から50年12月まで)中であつたことから、特例納付及び過年度納付を併用することにより、申立期間の保険料を納付することは可能であつたものの、申立人は遡って保険料を納付したことを母親から聞いたことは無いとし

ていることから、申立期間の保険料を母親が納付していたと推認することまではできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録と食い違いは無い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。